

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月23日

【事業年度】 第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社誠建設工業

【英訳名】 Makoto Construction CO, Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 島 一 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市中区福田46番地

【電話番号】 072-234-8410

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中 村 剛 司

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市中区福田46番地

【電話番号】 072-234-8410

【事務連絡者氏名】 専務取締役 中 村 剛 司

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第16期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (3) 省略

(4) 監査報酬の内容

(省略)

(訂正後)

(1) ～ (3) 省略

(4) 監査報酬の内容

(省略)

(5) 取締役の定数

当社は、取締役を7名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(7) 自己株式取得の決定機関

当社は、自己株式について、経営環境の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。